

理事会報告

◆第4回理事会

平成17年度第4回理事会を9月29日午後3時30分より開催致しました。

当日の出席状況は次のとおりでした。

理事45名 監事3名 相談役10名

【決議事項】

第1号議案 組合加入並びに賛助会員加入承認の件

次の個人加入7名、賛助会員新規入会1名が承認されました。なお、組合員数は個人組合員1,304名、その出資金額12,736万円、賛助会員76名になりました。(申込順・敬称略)
(個人組合員)

- ・枠岡 福美 ・山本 哲 ・森下 進二 ・嶽下 勇治
- ・三木 康弘 ・日高 志郎 ・永平 光一

(新規入会賛助会員)

- ・村瀬 研次

以上、第1号議案が承認可決されました。

【審議並びに報告事項】

1. 財務報告の件

二股財務委員長より8月末日までの3ヶ月間の財務報告がありました。特に問題もなく全員了承しました。

2. 各部門報告(主要事項)

① 当面の組合行事日程について……※中京税務署他新年挨拶・正副理事長会を平成18年1月10日(火)※中間監査・相談役会・正副理事長会を平成18年2月6日～9日の間※正副理事長会・常務理事会・理事会を平成18年3月24日と報告がありました。

② 支部連厚生関係事業及び「税を考える週間」への協賛金の支出について……「税を考える週間」については、40万円の協賛金が了承され、また、近畿税理士会税務相談センターを設置して、今後進めていきたい旨報告がありました。

③ 税理士会員名簿の発行について……例年11月頃発行をしているが、今年は、個人情報保護法が施行されたこともあり、次回の法規・諸規則委員会で近畿税理士会の対応を参考しながら進め、発行日は遅れるが、基本的には発行したい旨報告がありました。

④ 教育情報資料(選定図書)について……今年も配付の予定をしており、また、DMで案内したい旨報告がありました。

⑤ 京都税経学院の各講座開催状況について……9/22開催「税務上の時価」・10/6開催「誤りやすい消費税事例50ポイント」の講座については、参加申込みが定員以上になつたためキャンセル待ちの状態であり、再度開催し、その他の講座でまだ人数が少ない講座については、是非ご参加いただきたい旨要望がありました。

⑥ 立命館大学への推薦特別選抜入学試験応募状況について……応募者があれば、10月末日までに面接を実施予定で、その後申請手続きを行いたい旨報告がありました。

⑦ 10/14大同生命代理店協議会(第1・2ブロック合同)並びに10/27両丹協議会について……まだ参加申込みが少ないため是非、ご参加いただきたい旨要望がありました。

⑧ 京都税理士協同組合厚生会について……現行厚生会会則には、役員の選任方法と任期が明確に記載されていなかったため、第11条を改定した。「…京都税理士協同組合の常務理

事会で選任されたものがこれにあたり、任期は京都税理士協同組合の役員の任期と同一とする」また、本日の常務理事会で厚生会役員を次のとおり選任したい旨報告があり、全員承認されました。

会長 廣瀬伸彦

副会長 田島博昭 平澤政治 片野晏弘

専務理事 小坂文夫 堀田芳孝

常務理事 谷 明憲 山下晴大

理事 二股 茂 近藤明夫 船越善博 辰巳修偉

監事 村山佳也 田中 守

⑨ 組合員ハンドブック(第8版)制作について……今年も12月のDMで配付する予定である旨報告がありました。

⑩ 11/8全税共チャリティーゴルフコンペの開催について……まだ人数が少ないため是非ご参加いただきたい旨要請がありました。

⑪ 11/10第2回組合新規加入者に対するオリエンテーション開催について……是非とも対象の先生に参加してもらい盛大に成功させたい旨報告がありました。

⑫ その他

1) 京税ホール等の机・イスを現在見積中である旨説明がありました。

2) 当組合で取扱いの中小企業倒産防止共済制度の周知徹底をはかり、積極的なPRを実施したい旨報告がありました。

3) 簡易保険の団体取扱いについて、現在協議中であるが、今まででは税理士及びその家族、あるいは事務所職員も団体扱い可能であったが、今後は、京税協との契約であるので原則どおり、組合員である税理士本人の契約のみに限定される。このため、他の方の契約については、契約者変更するか、団体扱いから脱退していただくことになる旨報告がありました。

地区連絡部門一泊旅行

うるおい物語

玉造温泉



開催日 平成18年4月16日(日)・17日(月)

多数のご参加をお待ちしています!!

一緒にうれしい
On Your Side

向かい合うおつきあいから、
となり合うおつきあいへ。
つねにみなさまの傍らにいて、ともに肩を並べ、
声を掛けながら、まっすぐに同じ夢、
同じ目標に向かって歩んでいきたい。
ともに喜びを共有できるおつきあい。

On Your Side。一緒にうれしい。
みなさまのすぐとなりに京都中央信用金庫がいます。

 京都中央信用金庫

京都市下京区四条通烏丸西入ル

TEL.075-223-2525

www.chushin.co.jp

組合の動き

- 9・20** 学院・実務講座開講「消費税の仕組みと実務」・
全5回(2回目)
講師 岡本博之先生
参加 86名
- 9・20** 近畿税理士協同組合連合会第10回通常総会及び懇親会に出席
- 9・22** 学院・短期講座開講「税務上の時価」
講師 笹岡宏保先生
参加 140名
- 9・26** 事業委員会及び事業推進協議会開催(事業推進協議会開催要領について)
於 リーガロイヤルホテル京都
- 9・27** 石川県税理士協同組合との懇談会開催(組合経費と支部経費の適正化について)
- 9・29** 正副理事長会開催
- 9・29** 常務理事会開催
- 9・29** 理事会開催
- 10・4** 学院・実務講座開講「消費税の仕組みと実務」・
全5回(3回目)
講師 岡本博之先生
参加 90名
- 10・4** 保険委員会開催(大同生命⇒代理店協議会開催要領について:全税共⇒全国統一キャンペーン表彰式について)
- 10・5** 学院運営小委員会開催(今後の学院運営について)
- 10・5** 法規・諸規則委員会開催(会員名簿の発行について)
- 10・5** 富国生命講演会に出席
於 リーガロイヤルホテル(大阪)
- 10・6** 学院・短期講座開講「誤りやすい消費税事例50ポイント」(1回目)
講師 塩見征夫先生
参加 164名
- 10・11** 学院・実務講座開講「消費税の仕組みと実務」・
全5回(4回目)
講師 岡本博之先生
参加 90名
- 10・11** 事業小委員会開催(中信総合リース㈱との業務提携について)
- 10・14** 大同生命代理店協議会(第1ブロック・第2ブロック合同)開催
参加 127名
於 京都全日空ホテル
- 10・18** 学院・実務講座開講「消費税の仕組みと実務」・
全5回(5回目)
講師 岡本博之先生
参加 90名
- 10・21** 全税共第31回定期総会
於 ホテルクレメント徳島
- 10・25** 学院・短期講座開講「誤りやすい消費税事例50ポイント」(2回目)
講師 塩見征夫先生
参加 156名
- 10・25** 旅行・ゴルフ世話人会開催(平成17年度の一泊旅行

- について・全税共チャリティーゴルフ開催について)
10・27 両丹協議会・懇談会開催
参加 74名
於 たかた荘
- 11・1** 大同生命中間決起大会に出席
- 11・2~3** 大同保険推進協議会開催(当番:東海)
於 葛城北の丸(静岡県)
- 11・7** 編集委員会開催(第111号編集割付)
- 11・7** 第一生命との懇談会(全税共第20回記念キャンペーンに向けて)
- 11・8** 第36回全税共VIP君・ランちゃんチャリティーゴルフコンペ開催
参加 98名
於 城陽カントリー倶楽部
- 11・9** 法規・諸規則委員会開催(近畿税理士会との覚書等について)
- 11・10** 正副理事長会開催
- 11・10** 第2回オリエンテーション開催
参加 31名
- 11・16** 編集委員会開催(第111号ゲラ校正)
- 11・18** 編集委員会開催(第111号ゲラ再校正)

新春講演会 新年祝賀会

日 時 平成18年1月13日(金)

講演会 15時30分~

祝賀会 17時30分~

場 所 京都ホテルオーベル

【主 催】

近畿税理士会京都府支部連合会

【協 賛】

京都税理士協同組合

京信

税理士顧問先サポートローン

日本税理士会連合会作成の
「中小会社会計基準適用に
関するチェックリスト」を
活用したご融資です

無担保・保証人不要!
(第三者)

最高3,000万円までご融資

お問い合わせ

京都信用金庫 企業金融部
(受付時間) 平日9:00~17:00 土・日・祝休日はご利用いただけません
TEL075-211-2111

京都市からのお知らせ

日頃は、本市の税務行政に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市から、(1)電子申告の受付開始及び(2)平成18年度償却資産の申告に関して、次のとおりお知らせいたします。

■電子申告の受付開始について

～これからはインターネットでラクラク申告 ／平成18年1月16日から受付開始！～

本市では、平成18年1月16日から*地方税電子化協議会が運営する「地方税ポータルシステム」(eLTAX：エルタックス)を利用し、インターネットによる法人市民税・固定資産税(償却資産)の利用届出及び申告の受付を開始いたします。また同時期に、他の政令指定都市における法人市民税・固定資産税(償却資産)や都道府県における法人都道府県民税・法人事業税についてもエルタックスによる電子申告の受付が開始される予定です(一部の県・市等では、受付開始日が異なる場合があります)。

インターネットでラクラク申告できるエルタックスを、この機会に是非御利用してみてはいかがでしょうか。

* 地方税電子化協議会は、地方税に係る電子化の推進と、エルタックスの開発及び安定的な運営を目的として、平成15年8月に都道府県及び政令指定都市等により設立された団体です。

◆御利用できる税の種類

市税：法人市民税、固定資産税(償却資産)

※府税については、法人府民税及び法人事業税が御利用できます。

◆利用届出及び申告の受付開始日

平成18年1月16日(月)から

◆エルタックス(eLTAX)の特徴

エルタックスによる地方税の電子申告には、次のようなメリットがあります。

- ① インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告できます。
- ② 複数の地方公共団体への申告がまとめて1度にできます。※注：エルタックスの運営に参加している地方公共団体に限ります。
- ③ 市販の税務・会計ソフトのデータでもそのまま申告できます。※注：エルタックス対応ソフトに限ります。
- ④ エルタックス専用ソフト「PCdesk」で申告書作成が簡単にできます。

◆事前手続

エルタックスを御利用していただく際には、次の手順で事前手続を行ってください。

(注) 税理士が納税者の代理(税務代理等)としてエルタックスを利用する場合には、納税者本人と税理士の両方の利用届出が必要となります。

① 電子証明書を取得する。

商業登記認証局、公的個人認証局、日本税理士会連合会電子認証局、特定の民間認証局等が発行する電子証明書を取得してください。詳しくは各認証局へお問い合わせください。

② 利用届出を行う。

エルタックスのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)にアクセスして、必要事項等の届出を行ってください。

③ 利用通知書を受け取る。

利用者IDや仮暗証番号等が記載されたエルタックスの利用に関する通知書が郵送されます。

④ PCdesk入手する。

電子申告データの作成に必要となるソフトウエア(PCdesk)を上記エルタックスのホームページからダウンロードし(御希望の方には、ホームページからCD-ROMの請求もできます)、使用されているパソコンにインストールしてください。

※手続内容の詳細については、エルタックスホームページで御確認ください。

◆電子申告の流れ

エルタックスによる電子申告の基本的な流れは次のとおりです。

① 申告データを準備する。

PCdeskで、利用届出時に入力した情報を基に、申告データのひな形を作成します。

② 申告データを作成する。

PCdesk又はエルタックス対応の市販税務会計ソフトで申告データを作成し、電子証明書による電子署名を付与します。

③ 申告データを送信する。

利用者ID・暗証番号を入力して、ポータルセンタにアクセスし、申告データを送信してください。

④ 受付結果を確認する。

利用者ごとにメッセージボックスが用意されていますので、ここで申告データの受付結果や送信データの内容を確認することができます。

※手続内容の詳細については、エルタックスホームページで御確認ください。

◆お問い合わせ先

地方税ポータルセンタ サポートデスク

ハイシンコク 0570-081459 / 受付時間 8:30~20:00

(土日祝、年末年始除く)

※全国どこからでも市内通話料金で御利用いただけます。

さらに詳しい情報はエルタックスのホームページを御覧ください。⇒ ホームページ <http://www.eltax.jp/>

■ 平成18年度償却資産の申告について

◆提出期限

平成18年1月31日(火)

◆提出先

電子申告(エルタックス)以外は、資産所在の区役所(支所)の固定資産税課(課税課)

◆対象資産

土地・家屋以外の事業用資産で減価償却の対象となるもの。ただし、自動車税及び軽自動車税の課税客体となるものについては除外されます。

◆家屋の所有者以外の者が取り付けた家屋の附帯設備

家屋の所有者以外の方が、事業の用に供するため、平成16年4月1日以後に取り付けた家屋の内装や建築設備などの附帯設備については、すべて償却資産の申告対象となります。

◆中小企業等の損金算入の特例

租税特別措置法の規定により取得価額30万円未満の少額資産を一時に損金算入された場合も、償却資産の課税客体となりますので、申告が必要です。

「蘆刈」は昭和7年の作である。山崎から水無瀬へかけての淀川の中洲を舞台に、「お遊さま」という美しい女人の幻影を夢幻空間に描きあげた作品である。語り手「わたし」と蘆間に現れた男から昔の不思議な物語を聞くという複式夢幻能のような世界を描き出している。

9月のある日、京都の山崎から後鳥羽院縁の水無瀬離宮跡をたずねた「わたし」は、淀川べりの蘆の生い茂る川の中洲へと渡った。月を眺め、遊女の行き來したという昔を懐かしむうち、「わたし」はその蘆間にちょうど自分の影法師のような男の姿を見出す。

男は幼いころ毎年十五夜の晩、父に連れられ巨椋池のほとりにお遊さまという夫人の月見の宴を垣間見に行ったという。その父慎之助によれば、夫人はもと大阪船場の旧家小曾部の姉妹で、彼がひそかに心を寄せていた若い未亡人であった。慎之助はかつて、その上品で美しく教養のあるお遊さまに結婚を申し込んだが、嫁ぎ先への遠慮もあり、彼女は妹のお静を勧めたのである。彼はせめてお遊さまとの縁をつないでおきたいという気持ちから、いわれるままにお静を妻にした。が、婚礼の晩、「わたし」は姉さんの心を察して嫁に来た」というお静の言葉に、2人はお互にお遊さまに操をたて、うわべだけの夫婦になる約束を交わしたという。



水無瀬神社

お静のとりなしで慎之助は毎日のようにお遊さまと行き来し、その不思議な恋を続けたが、3、4年後の後、先夫との子が病死し、お遊さまは宮津という伏見の造り酒屋の主人と再婚した。やがてお静と慎之助も眞実の夫婦となり、語り手である男をもうけたというのであった。…

男はそう語り終えると、いつのまにか月の光に溶け入るように姿を消してしまった。

幻想的な作品である。どかな紀行文のような調子で始まり、歴史を感じさせる水無瀬の地に心惹かれていた男が、ふと十五夜の夜に合わせるように、旧跡を訪ねていくという設定である。そこはいったいどんな地であろうか。

山崎駅前から水無瀬川を渡り、住宅街をさらに西へ進んだところに小説に登場する「水無瀬神社」がある。このあたり一帯が水無瀬と呼ばれ、かつては後鳥羽院の離宮があったところで、すぐ近くまで住宅街が迫り、往時の遺構は残っていない。しかし、昔はきれいな池や林があって風情ある景色のなかで平安貴族が遊樂し詩歌を詠んだのであろう。昔は対岸近くに巨椋池と呼ばれる巨大な池があった。この地に集まる多くの水鳥を鷺



編集委員 北尾 剛久

狩りするために諸天皇がたびたび行幸し、離宮が造られたという。

ここ水無瀬より京都に向かってしばらくの間淀川の流れを眺めてみた。左手に天王山、奥に比叡山、右に男山、橋本へと続いている。「蘆刈」に出てくる、男が乗ったここ淀川の渡し舟は

八幡市橋本と三島郡島本町を結んでいた。橋本と島本の間には中洲があるため、乗客はいったん中洲で船を乗り換える必要があった。この渡し舟を「橋本渡し」というが、厳密には橋本から中洲までを「橋本渡し」、中洲から島本までを「島本渡し」と呼んだ。転覆事故や京阪電鉄の開業により徐々に衰退し、昭和30年代後半に廃止になった。



水無瀬より淀川中洲を望む

そういう旧跡を背景にして「蘆刈」の物語は始まっていくのである。幾層にも重なる歴史や伝承をもつ地。呼び出せば地囂が現れ、何かを語り出しそうな、そんな雰囲気をかもし出して読者を物語へといざなうのである。

謎の男の話は、男の父母と伯母にまつわるものである。魅力的なお遊さんを頂点とする、妹夫婦の二等辺三角形が描写されているが、その尽くし方や暮らし方は、常識的に考えれば異常である。しかし、この奇妙な人間関係に最初は反発していても、読み進むうちにそれが不思議な魅力に感じられるようになる。

いずれにせよ、両岸に隔てられた、中洲という現実の空間から隔絶した場所で人間離れしたお遊さんの不可思議な魅力を永遠に語ろうとする谷崎の思い入れが感じられる。そして男の消失は彼の語った世界を一瞬のうちに幻へと転化し、お遊さんをその世界に封じ込めたといえる。「蘆刈」は谷崎の夢の世界を文字通り幻へと定着させた作品といえるのではないだろうか。

最後に男が消えるところで唖然としたが、しばらくして、「そうなんやあ。これしか終わり方はないわなあ」と納得した。



男山山頂にある谷崎潤一郎の碑